

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1 施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
- 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
- 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための

枠組みづくり

〔 国 〕 〔 地方公共団体 〕

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

勸案

策定

子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長:総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

関係機関等：各種支援の実施

〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導、医療、療養、生活環境改善〕
〔修学・就業、知識技能の習得、等の支援〕

・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止

・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

保護観察所、少年鑑別所(一般相談)、少年サポートセンター等

地域若者サポートステーション、合宿型自立支援プログラム実施団体、

〔矯正、更生保護等〕
心理相談等

誘導

子ども・若者
総合相談センター
(子ども・若者に関する
相談窓口)

子ども・若者に関する
様々な相談事項

〔福祉〕
生活環境改善

福祉事務所、
児童相談所等

〔雇用〕
職業的自立・就業支援

企業・学校

ハローワーク
職業訓練機関等

団体・NPO

〔保健、医療〕
医療及び療養支援

保健所、精神保健
福祉センター等

〔教育〕
修学支援

教育委員会等

(就業・修学等)
円滑な社会生活

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法に基づき「大綱」として、子ども・若者ビジョンを作成
- 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの

状況認識

- グローバリズムの進展
多様な価値観をもつ人たちの共生が必要
- 情報化の更なる進展
視野等を広げる一方、被害等の負の影響の懸念
- 雇用環境の大きな変化
非正規雇用の増大、フリーター・ニートの数の高止まり
- 経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化
「子どもの貧困」問題としてクローズアップ
- 家庭や地域の養育力の低下、児童虐待被害

策定の考え方

- 社会を構成する重要な「主体」として尊重
- 子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中の成長を支援
- 「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- 「今」を生きている子ども・若者を支えるとともに、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- 大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進

基本的な方針

- (1) 憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重
- (2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- (3) 自己を確立し社会の能動的形形成者となるための支援
- (4) 一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- (5) 大人社会の在り方の見直し

理念

- (1) すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- (2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組
- (3) 地域における多様な担い手の育成

重点課題

困難を有する子ども・若者やその家族を支援

- (1) 自己形成支援
 - ・日常生活能力の習得 - 生活習慣の形成、規範意識等の育成等
 - ・多様な活動機会の提供 - 自然体験、芸術・伝統文化体験等
 - ・学力の向上 - 基礎学力の保障等/高校教育の質の保証等
 - ・大学教育等の充実 - 質の高い教育の展開支援等
 - ・経済的支援の充実 - 子ども手当、高校の実質無償化等
- (2) 社会形成・社会参加支援
 - ・社会形成への参画支援 - 社会形成・社会参加に関する教育(シニアズンシップ教育)の推進
 - ・社会参加の促進 - ボランティア活動、国際交流活動等
 - ・社会参加の確保 - 子ども、若者の意見表明機会の確保
 - ・健康と安心の確保
 - ・健康の確保・増進 - 思春期特有の課題(喫煙、性感染症等)への対応
 - ・健康教育の推進等
- (3) 相談体制の充実 - スクールソーシャルワーカー等の活用等
- (4) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ・就業能力・意欲の習得 - キャリア教育、職業教育の体系的な充実
 - ・就労等支援の充実 - 高校生、大学生等に対する就職支援等
 - ・ジョブ・カード制度の推進等

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援

- (1) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
子ども、若者支援地域協議会の設置促進(ネットワークの形成) / 支援に携わる人材養成 / 地域若者サポートステーション事業の実施等
 - ② 障害のある子ども・若者の支援
教育・就労支援等 / 発達障害のある者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
非行防止活動、相談活動の推進 / 薬物乱用防止(再乱用防止等) / 少年院における矯正教育等の充実 / しくよく罪指導等処遇の充実等
 - ④ 子どもへの貧困問題への対応
子ども手当、高校の実質無償化、奨学金の充実 / ひとり親家庭への支援 / 貧困の連鎖の防止 / 状況把握等
 - ⑤ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり
要保護児童の居場所づくり / グループホーム等の居場所づくり
 - ⑥ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
外国人の子どもの教育充実 / 定住外国人の若者の就職促進 / 性同一性障害者等 / 十代の親への支援 / 輸出でない子
- (2) 子ども・若者の被害防止・保護
 - ・児童虐待防止対策 / 里親の拡充など社会的養護の充実
 - ・児童買春、児童ポルノ等の犯罪対策 / 犯罪被害にあった者等への対応
 - ・いじめ被害、自殺対策
 - ・被害防止教育(メディアリテラシーの習得、情報モラルの涵養等)等

社会全体で支えるための環境整備

- (1) 環境整備
 - ① 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ・保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組 - 家庭教育に関する人材養成、相談体制の充実等
 - ・外部の力も活用した「開かれた学校」づくり - 学校支援地域本部やコミュニティ・スクールの設置促進 / スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等
 - ② 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり - 放課後子どもプランの推進等
 - ・犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
 - ・多様な主体による取組の推進
 - ・相談体制の充実 - 子ども、若者総合相談センターの体制確保支援 / オープンズパバーソン等子どもの相談体制の普及
 - ・民間団体等の取組の推進 - 国民運動等の取組の推進 / 「新しい公共」による活動等の支援
 - ・関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成
 - ・専門職の養成・確保
 - ・地域における多様な担い手の育成 - 青少年リーダー等の育成 / ピア・カウンセリングの普及等
- ④ 子ども・若者を取り巻く有環境等への対応
フィリタリングの性能向上・利用普及 / インターネット上の違法情報の取締り / ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組等
- (2) 大人社会の在り方の見直し - 雇用・労働の在り方の見直し等

今後の施策の推進体制等

- ・子ども・若者に関する実態等の把握等
- ・広報啓発等
- ・国際的な連携・協力
- ・国の関係機関等の連携・協働の促進
- ・関係施策の実施状況の点検・評価
- ・子ども・若者の意見聴取等
- ・ビジョンの見直し(5年を別途)等

* 「子ども・若者ビジョン」は、主として学童期以降の施策に重点、「子ども・子育てビジョン」は、乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策に重点